

労働災害防止団体法に基づく指定業種（鉱業）の取消しについて

1. 労働災害防止団体制度について

- 労働災害防止団体法による労働災害の防止を目的として組織された団体は、全業種を対象とした中央労働災害防止協会と指定業種（※）ごとに設立される労働災害防止協会がある。

※ 厚生労働大臣が、労働災害の発生率その他の事情を考慮し、労働政策審議会の意見をきいて指定する業種。

現在は、建設業、陸上貨物運送事業、港湾貨物運送事業、林業（木材製造業を含む。）及び鉱業（★）の5業種が指定。

★ 鉱業については、厚生労働大臣が労働政策審議会、経済産業大臣が中央鉱山保安協議会の意見をきいて指定。

- 鉱業については、昭和39年に以下の事情等を考慮し指定業種とした。

- ①労働災害の発生率が常態として著しく高いこと
- ②業種の業態が特殊であるため、一般産業とは別にその業種において独自に自主的な労働災害防止活動が行われることが、労働災害防止対策上必要であること
- ③独自に自主的な労働災害防止活動を行うことができる組織的基盤があり、かつ、その活動の効果が十分に期待されうること

2. 鉱業の指定業種取消しについて

昭和39年当時と比べ、鉱業に係る事業場における災害発生率は低下しており、また、鉱業労働災害防止協会が、平成26年3月20日の総会において、解散決議（平成26年3月31日解散予定）を行ったため、独自に自主的な労働災害防止活動を行うことができる組織的基盤が無くなったことから、指定を取消すこととする。

<参考> 鉱業にかかる災害発生率等

【昭和39年の鉱業（※）に係る状況】

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ●災害発生率(度数率)：100.48 | ●死傷者数(休業8日以上)：41,930人 |
| ●死亡者数：730人 | |
| ●事業場数：13,819事業場 | ●労働者数：377,365人 |

※日本標準産業分類上の鉱業。

【平成24年の鉱業（※）に係る状況】

- | | |
|------------------|--------------------|
| ●災害発生率(度数率)：0.43 | ●死傷者数(休業4日以上)：197人 |
| ●死亡者数：6人 | |
| ●事業場数：2,709事業場 | ●労働者数：31,577人 |

※日本標準産業分類上の鉱業。

注) 災害発生率(度数率)とは、被災者の合計の稼働延べ100万時間当たりの災害率＝(被災者数/稼働延べ時間)×1,000,000

3. 今後の鉱業に係る労働災害防止活動について

鉱業労働災害防止協会の解散後、鉱業関係団体等は、中央労働災害防止協会の会員となれば、中央労働災害防止協会が実施する各種事業を利用することが可能となる。

また、これまで鉱業労働災害防止協会が行っていた事業のうち、「教育研修事業」については、鉱業関係団体等が当該事業を実施するための環境を整備するまでの間（3年間）は、中央労働災害防止協会が実施する予定である。

労働災害防止団体法に基づく指定業種（鉱業）の取消しについて

（参考）鉱業労働災害防止協会の解散の経緯について

（１）鉱業労働災害防止協会は、昭和３９年１０月１日に発足して以来、鉱業、採石業における労働災害防止のための各種事業を行ってきたところであり、鉱業、採石業のいずれにおいても、労働災害の減少に大きく貢献してきたところである。
また、保安技術等の向上及び国内鉱業の縮小等を受けて、昭和３９年当時に比べ、鉱業に係る災害発生率は大幅に低下している。

（２）鉱業労働災害防止協会の収支状況は年々悪化しており、平成２３年１１月２１日の第５回労働政策審議会安全衛生分科会労働災害防止団体改革検討専門委員会の報告書において、「鉱業労働災害防止協会については、対象とする事業場数や労働者数が減少する中で、健全な業務運営を維持しつつ、更に人件費等の運営経費を大幅に削減することはこれ以上困難と考えられ、近い将来、事業の継続が困難な事態に陥ることが予想される。」との指摘を受けた。

※ 報告書の内容については、平成２３年１２月１２日の第５７回労働政策審議会安全衛生分科会に報告したところである。

（３）このような状況を踏まえ、平成２５年６月４日に開催された鉱業労働災害防止協会の総会で、平成２５年度末で事業を終了させること、平成２５年度中に改めて臨時総会を開催し、正式に解散議決を行うことを決議した。
今般、平成２６年３月２０日の総会で解散議決を行い、同年３月３１日で解散することとなった。